

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年3月31日（木）17:11～17:31
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

- 安蒜 孝至 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課課長補佐
広瀬 哲郎 厚生労働省職業安定局雇用開発部高齢者雇用対策課
高齢者雇用企画係長

<事務局>

- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
竹内 重貴 内閣府地方創生推進室企画調整官
永渕 智大 内閣府地方創生推進室参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 シルバー人材センターの特例の全国展開について
- 3 閉会

○藤原次長 特区には全国展開という話がありまして、二つぐらいやっと出始めました。明日4月1日から二つありまして、それにつきましての状況を説明させていただければと思います。

農業のほうも一つあるのですけれども、厚生労働省のシルバー人材センター、養父市でスタートしたのですけれども、ただ、単純な全国展開の形にはなっていない形になっていまして、場合によっては誤解を生じるような話もあるものですから、きちんと時間を取って御解説させていただくということでございます。

○八田座長 これは厚生労働省の側が。

○藤原次長 一回来ましたね。

- 八田座長 向こうが言い出したと。
- 藤原次長 言い出しています。
- 八田座長 分かりました。
- 藤原次長 竹内さんのほうでどうぞ。
- 竹内企画調整官 よろしくお願いいたします。

では、資料に沿って御説明いたします。規制の特例措置の全国展開について、明日4月1日から、規制の特例措置が二つ、先ほどございましたとおり、シルバー人材センターと農業の特例が全国展開されます。

シルバー人材センターの特例につきまして、こちら、2ポツの(1)を御覧いただきますと、右側が特区法の特例、左側が高齢者雇用法の今回の改正内容でございます。

一番上の「手続」を御覧いただきますと、これまでシルバー人材センターの特例については、市町村、養父市とか仙北市の発意で、それを区域会議が決めて、厚生労働大臣の同意を経て、大臣認定をする形で活用可能になっておりました。明日から新しい高齢者雇用法の変わることによって、手続が都道府県による指定に変わります。その上で、厚生労働大臣への協議と変わります。他の下にある「要件」も若干書きぶりが変わっております。

「事業」については、派遣事業のほか、新たに職業紹介事業、こちらは広がっているのでもいいと。また、手続と要件について、少し誤解が生じかねないところがございます。まず、1点目、手続につきましては、都道府県の指定になると、場合によって市町村の発意がきちんと担保されるのか。それから、「要件」というところについて申し上げますと、特区法の全国展開というものであるとすれば、その要件が特区法の要件と同じか、あるいはそれよりも緩いものになっているかどうかといったところがポイントとなってまいります。

この2点につきまして、2ページ目、3ページ目がございますけれども、厚生労働省から、2枚目が特区の取組に対する評価、3枚目が市町村の発意について都道府県知事の指定になってどう変わるのかという点でございます

3ページを御覧いただきますと、三つ目の○、法律の改正後も国家戦略特区法における要件と同様に、需給の状況などを考慮して定める基準に適合する場合は、発意を契機として指定することも可能、つまり、特区法と要件は変わりませんというのが三つ目の○。

四つ目、最後の○でございますけれども、都道府県が指定ということになりますけれども、最後の3行、市町村の発意を契機とすることを理由として、都道府県知事が指定の手続を遅延、あるいは拒否することがあってはならないといった回答を厚生労働省からいただいております。

こうしたことを前提として、シルバー人材センターの特例を全国展開という扱いにさせていただきたいと考えております。

併せまして、1枚目に戻って、「経過措置」というところで、今特例を活用しているところ、事業の範囲が拡張することに伴いまして、内閣法制局の指摘があって、法文上は両

市から知事に通知を発出しなさいと、特に通知を発出するというアクションを取りなさいということが法律に書かれています。とは言え、通常これであり養父市、仙北市に手続的な負担をかけるというのは、特区の特例を最初に切り開いた方々に対して、少しいかなものかということもございますので、そこは簡易な手続でできないかということをちょっと厚生労働省と調整させていただきたく存じます。

○八田座長 それは改正法の中に書くのですか。

○竹内企画調整官 改正法の中に書かれてしまって、最初、私どもとしては、養父市、仙北市、自動的に新しい特例が全て適用されるようにすべきだということを申し上げておいたのですけれども、非常に法制局のほうから、少し形式的なところですが、強い指摘があって、通知のアクションをせざるを得ないということで。

○八田座長 通知でやると。

○竹内企画調整官 通知でございます。

○八田座長 分かりました。

○八代委員 だけれども、通知というのは大体上から下に出すもので、国から県とか。市から県に出す通知というのは。

○藤原次長 お伺いのようなものだと思います。

○八代委員 通知というよりお伺い。

○藤原次長 お伺いを立てる必要はないと両市も言っていて、何でこんなことをさせるのかというものです。

○八代委員 発出することとされているのでしょうか。

○藤原次長 それが必ずしも事務局の中でもこういった議論はしていません。

そもそも法律はいつ成立したのですか。

○広瀬係長 成立は3月29日です。

○藤原次長 いつ国会に提出され、いつ成立したか、いつ施行かということについても一切私自身も知りませんし、ワーキンググループの先生方にも一回この議論をしていただいたのですが、それ以降、一切この話もなかったわけなので。

○竹内企画調整官 すみません。事務局のほうで状況をもう少し早めに情報提供できるように、以後留意したいと思います。お詫び申し上げます。

○藤原次長 法文上は一種の規制強化になっているわけですね。市にも負担がかかるし、都道府県等の指定というのを前提にしてしまっているんで、純粋な全国展開になっていません。

○八代委員 なんで法制局もそういうことを言うのですかね。構造改革特区のときは、全国展開するときに自動的になったわけでしょう。

○藤原次長 この辺はどうなのですか。法制局は。

○竹内企画調整官 法制局としては、今回、派遣事業がそのまま移行するわけではない。職業紹介というのが新たに加わるということがまず1点と、もう一つが、都道府県知事の

指定という枠組みになる一方で、これまで仙北市、養父市というのは、制度上都道府県が高齢者雇用法の法体系の中では、人材制度の特例を使っているかどうかというのは条文上分からない。

したがって、やっていますよという一方的な意思表示を通知という形で都道府県知事にしなさいということの規定に盛り込まざるを得なかったという。

○藤原次長 指定を前提に特区でやっている仕組みと、要するに、別に制度が出来て、市と国でできる事業だったものに県が入ってくるということにおいて、まずは問題が一つあると思います。職業紹介をやる場合の議論であるのだったら、職業紹介をする場合だけ通知をすればいいので、派遣事業に関して、全く今、国と市でできることに何で県へのお伺いが必要なのかというところで、これは本来は問題だと思います。そこに法制的な整理だからという理由はないと思います。政策論として、今ある仕組みを全国展開というのが本来の仕組みなのであって。

○八田座長 職業紹介事業を入れるなら話は別ですね。

○藤原次長 そこは新しい議論ですから。派遣のところについて、養父市、その後、仙北市というところが、特区という仕組みの中で県をある意味介在させない形での仕組みを作っているの、この仕組みになること自体が本来は問題だと思います。

○八代委員 そのお伺いは県で拒否することもできるわけね。

○竹内企画調整官 県が拒否することはできません。一方的な。

○藤原次長 何でできないのですか。

○竹内企画調整官 まず、通知を一方的な意思表示として、特区法の特例を受けていますということ。

○藤原次長 県が指定しない場合もあり得るのではないですか。

○竹内企画調整官 それによって指定されたものとみなすという経過措置の規定がございますので。

○藤原次長 新しく例えば、別に養父市、仙北市の話だけではなくて、これから今治市がやりますという場合だってありますね。そのときに愛媛県が指定しない場合もありえますね。

今までは今治市が手を挙げたら、国と市だけでできたわけですよ。今度は愛媛県がダメだという場合はあるのではないですか。

○竹内企画調整官 その点については、こちら、厚生労働省と、3枚目のほうに書かせていただいておりますけれども、三つ目の○、四つ目の○で、改正後も要件を強化するものではないと。

それから、もう一つ一番最後の○として、市町村の発意を理由として遅延、あるいは拒否というのはあってはならないと。

○藤原次長 この文章はもう今日の段階でもすぐに公表させていただいていいですか。あるいは、厚生労働省としてなのか、内閣府としても、例えば、都道府県に対してこういう

旨であることを通知するとか、そういうアクションを最低限やってもらう必要があると思いますが、そういう理解でいいですか。

○安蒜課長補佐 厚生労働省でございます。

今、施行の通知を準備しておりますので、その中に盛り込む形で説明させていただきたいと思います。

○藤原次長 今日これを公表しますが、いいですか。そのぐらいの話だと思いますけれども、明日からの施行なのでしたら。

○安蒜課長補佐 内容としては、これから通知の中に盛り込ませていただきますので。

○藤原次長 会議は公表扱いですから。

○安蒜課長補佐 それは問題ないです。

○藤原次長 この資料も今日中にアップしますが、よろしいですね。

○安蒜課長補佐 はい。

○八代委員 あと、中身の「及ぶことはあってはならない」ということの意味なのですが、これはどのぐらいの強制性があるわけですか。例えば、株式会社の保育所問題でも、厚生労働省はいいと言っているのに、自治体が現にブロックしていることがあるわけで、そんな大げさな話はないと思うけれども、あえて自治体が拒否した場合にどういうペナルティを国として出せるのか。例えば、氏名公表、氏名というのもおかしいのだけれども、公表するとか。

○安蒜課長補佐 都道府県知事が指定すること自体は自治事務になりますので、それは私ども国から禁止するということはできないものとなっております。ですので、都道府県には当然、都道府県は今回の特例措置を活用する場合は、都道府県自らが必要と思って実施する場合があります。

あと、市町村だとシルバー人材センターの関係になりますので、市町村やシルバー人材センターから要望を受けて実施する場合もあろうと思います。当然、都道府県のほうも市町村やシルバー人材センターから話が上がってくれば、それを無碍にすることはないと思うのですが、そういったことがないようにというのを、まず、私どもで通知をさせていただきます。

それと、実際私どもにシルバー人材センターや市町村の情報が入ってきますので、そういったことを私どもで把握した場合は、都道府県に調整するようにさせていただきたいと思います。

○竹内企画調整官 もう一点、補足的に申し上げますと、地方の自治事務だと言っても、法律、あるいは法令に書いていないこと、要は、余事をもって判断することは、たとえ自治事務でも許されないというものでございます。

○八代委員 許されないことを現にやっているわけで、保育所の話などは。

○八田座長 先ほどのね。

○八代委員 何か今の法律でいいと言っていることを自治事務だからと言って、都道府県

がダメだと言ったときに手段がないのですよ。事実上、今の国の場合、説得するとかそういうことしかないわけで、これは別にこれに限らず全般なのでしょうけれどもね。

○竹内企画調整官 行政手続論みたいな話なのですけれども、これは例えば、今回の高齢者雇用法であろうと、どんな法律であろうと、おおよそ自治事務とは言え、今申し上げたように法令にないことを判断してはいけません。

それから、行政手続法の中で、例えば、早く処理しなさいとか、受理しないという概念はあり得ませんよという話というのが、また別の法律であって、いかにその趣旨を自治体で徹底してもらうか。そこを各所管のところではいかに担保するか。そうしたところは必要だと思います。

○八田座長 これができると、特区法の中のシルバー人材センターのところについては、既に特区法はあるのだけれども、そこは無意味になるということですか。

○竹内企画調整官 ここは規定が削除になります。これはシルバー人材センターと、明日付けで役員要件の農地法の特例が削除になります。

○八田座長 それは法律改正の手続としてはどういう形でやるのですか。

○竹内企画調整官 こちらはそれぞれの、シルバー人材センターで言いますと、雇用保険法等の一部改正というところの一環で、特区法の。

○八田座長 こちらも、他の法律のここは適用しませんと言っているわけだから。

○竹内企画調整官 あともう一つ、農業生産法人のほうは、農協改革法の一部の中で削除することになります。

○八田座長 分かりました。

○藤原次長 こういう形で一種の規制強化の全国展開を平気で無責任にやってしまうというのは問題ではないですかね。

○竹内企画調整官 そこは非常に本来しっかり御説明しておくべきところでございます。申し訳ございませんでした。

○八田座長 厚生労働省としては、事務的には伝えたという気持ちなわけですか。

○安藤課長補佐 そう思っております。

○八田座長 それはいつ頃ですか。

○広瀬係長 法制化の手続の過程で、内閣府と事務的に内容については調整させていただいております。

○竹内企画調整官 その点について申しますと、私どもの法律の担当と厚生労働省でお話をして、そこを言わば私どものほうから先生方に。

○八田座長 先ほど、今後はという。

○藤原次長 今までは特区に指定された県下の市が県のお墨付きを全く要らずに国と内閣府と市でできた仕組みなのに、いちいち県を通さなくてはいけなくなってくるわけですね。それに対して、県が一切妨害しないということについての担保措置を早急に示してください。

○竹内企画調整官 厚生労働省とよく話をします。

○藤原次長 速やかに。来週中に。

○竹内企画調整官 はい。

○八田座長 そうすると、とにかく作っていただいたこの文章を公表して、後にちゃんとした通知に入れていただいて、さらに、そのことを周知徹底して、県が邪魔しないようなことを明確にしないと、今までの特区で行われたような実質的な内容が拡大しないということになります。ここだけは是非頑張っていたいただきたいと思います。